## 西表島等における自然観光事業営業免許申請事項の変更申請書

令和 年 月 日

## 竹富町長 殿

竹富町観光案内人条例第 12 条第 1 項の規定により、西表島等において自然観光事業を営む免許の申請事項について変更の免許を受けたく、次のとおり申請します。

住 所

氏 名

連絡先

変更しようとする 年月日				
変更しようとする 理由				
	事項	変更前	変更後	
変更内容	自然観光事業の 種別			
	営業所その他自 然観光事業を営 むための施設	住所 電話番号 フリガナ 現場代理人 氏名		
	河川、内湾その 他の水面の利用 有無			
	西表島等の公民 館への所属有無			
	観光ガイドとして従事する者			

## (注意)

- 1. 観光ガイドとして従事する者を追加しようとする場合は、様式第1号(別紙)についても添付すること。
- 2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 3. 不要な記載欄は、適宜削除して差し支えない。

## (添付書類)

以下のうち、変更に係るもののみ添付すること。

- (1) 個人にあっては事業所得に係る納税地の住所を証する書類
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書の写し
- (3) 申請日において有効な賠償責任保険に係る保険証券の写し
- (4) 西表島等以外に事業所得に係る納税地の住所をおく個人又は本店の住所をおく法人にあっては、現場代理人として配置する者に係る住民票の写し
- (5) 西表島等の公民館に所属している場合(法人にあっては、法人又は法人の代表者が西表島等の公民館に所属している場合)にあっては、その所属を証する書類
- (6) 西表島等の公民館に所属していない場合(法人にあっては、法人又は法人の代表者が西表島等の公民館に所属していない場合)にあっては、自然環境保全活動への積極的参画その他の活動により 地域社会の発展に努める意思を有することを疎明する書類
- (7) 専ら汽船(船舶法施行細則(明治32年逓信省令第24号)第1条第2項に規定する汽船をいう。)を使用して自然観光事業を行う者にあっては、次に掲げるいずれかの書類
- ア 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定による一般定期航路事業の許可又は同法 第21条の規定による旅客不定期航路事業の許可に係る許可書の写し
- イ 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第3条の規定による登録に係る遊漁 船業者登録票の写し
- ウ 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例(平成5年沖縄県条例第29号)第13条第2項の規定による海域レジャー事業届出書及び同条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第6条に規定する届出書の写し
- (8) 暴力団等の排除に関する誓約書
- (9) 観光ガイドとして従事する者に係る次に掲げる書類
- ア 運転免許証、旅券その他本人であることを確認できる写真付き公的身分証明書の写し
- イ 一次救命処置技術に関する講習の受講実績を証する書類
- ウ 自然観光事業に関する資格の保有状況を証する書類
- エ 過去4年間における自然観光事業への従事実績を証する書類